

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

○社会的養護の推進

政策目標

- 社会的養護が必要な子どもについて、家庭における養育環境と同様の養育環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託の推進及び養子縁組家庭への相談・支援を図る。
- 児童福祉法における児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みを整備し、個々の子どもの状況に応じた支援を実施することにより、将来の自立に結びつける。

現状と課題

- 里親制度に対する社会的な認知度が低く、里親希望者が少ない。また、児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分に関わっていないため、個々の里親への支援が行き届いていない。
- 原則として18歳(措置延長の場合は20歳)に到達した時点で、支援の必要があるにもかかわらず一定の年齢に到達したことによって支援を断たれてしまう場合がある。

具体的施策

家庭養護の推進

- 改正児童福祉法において、都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことを踏まえ、里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。(里親支援事業(仮称)の創設)

被虐待児童などへの支援の充実

- 改正児童福祉法において、新たに自立援助ホームの対象に追加された22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者に対する支援に要する費用にかかる補助事業(児童自立生活援助事業(仮称))の創設
- 大学等就学中の者以外の自立援助ホーム入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業(社会的養護自立支援事業(仮称))の創設
- 特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、特定妊産婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業(産前・産後母子支援事業(仮称))の創設

18歳以上の者に対する支援の継続 【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

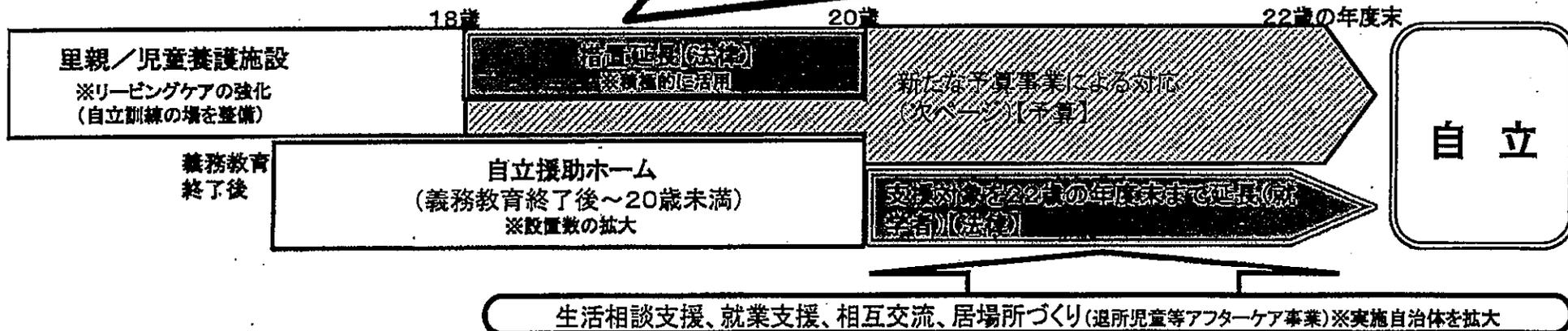
○ 改正前の法律においては、原則として18歳(措置延長の場合は20歳)に到達した時点で支援が終了しており、支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。

← 児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

改正法による対応

- 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。
- 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。
- 自立援助ホームの入所者について、大学等に就学中の場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

| | 一時保護 | | 里親等委託 | |
|--------------|------|-----|---------|-----|
| | 新規 | 延長 | 新規・措置変更 | 延長 |
| 一時保護中に18歳到達 | ○ | ×→○ | ×→○ | ×→○ |
| 里親等委託中に18歳到達 | ×→○ | ×→○ | ×→○ | ○ |



自立支援強化事業の概要

児童養護施設に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図る。(各児童養護施設に、「自立支援コーディネーター」を配置する)

補助制度の概要

(自立支援コーディネーターの役割)

以下の取組等を通じた組織的な自立支援体制の構築・推進（施設における自立支援のマネジメント）

- ① 自立支援計画書及び退所後援助計画書の作成及び計画に基づく支援
- ② 児童の学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- ③ 高校中退者など個別対応が必要な児童に対する生活支援、再進学又は就労支援
- ④ 施設退所者に関する継続的な状況把握及び援助（アフターケア）

(自立支援コーディネーターの要件など)

- ① 児童養護施設又は自立援助ホームにおいて、養育・支援に5年以上従事した者であること。
- ② 直接処遇職員等とは別の専任の職員であること。
- ③ 都が指定する研修を受講すること。
- ④ 施設におけるアフターケアの実績(※)が、右の表の人数及び回数を満たすこと。

ただし、支援の実績が常勤職員の条件を満たす場合でも、非常勤職員を配置している場合は、非常勤職員の補助基準額を適用する。

※アフターケアの実績は、施設を退所した児童（自立児童又は家庭復帰）に対し、訪問、来所、電話などにより支援を実施した場合を対象とし、施設退所後の経過年数は問わない。

〔 年度途中に配置した場合は、「補助基準額÷12月×配置月数」を基準額とする。 〕

| 支援の実績 | 補助基準額 |
|---------------------------|------------|
| 支援対象者10人以上かつ 支援回数60回以上 | 5,446,529円 |
| 支援対象者10人未満又は支援回数 80回未満 | 2,209,376円 |
| 0人 | 補助対象外 |